

重要事項説明書

本説明書は、川口市立新郷保育所（以下「当園」という。）における特定教育・保育の提供の開始に際し、利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項について記したものです。

令和7年4月1日現在

1 施設運営主体

運営者の名称	社会福祉法人 陽彩こころの会
代表者氏名	理事長 森寺 恵理(モリデラ エリ)
所在地	川口市坂下町1丁目14-17
電話番号	048-286-0116

2 目的及び運営方針

目的	当園は、保育の必要性がある乳児又は幼児に対し、日々保育を提供することを目的とする。
運営方針	<ol style="list-style-type: none">当園は、当園を利用する乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するものとする。当園は、利用乳幼児の家庭との緊密な連携のもとに、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。当園は、利用乳幼児の家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。当園は、児童福祉法その他関係法令等を遵守し、運営を行うものとする。

3 当園の概要

名称	新郷保育所					
所在地	川口市東本郷1000					
事業類型	保育所					
電話番号	048-282-0389					
認可年月日	昭和43年4月1日					
管理者	所長 川口 涼子(カワグチ リョウコ)					
利用定員	118名					
内訳	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	9名	16名	18名	25名	25名	25名

自己評価の概要	当園が定める自己評価基準に基づき毎年度実施
職員の研修実施状況	1 当園が指定する研修に参加 2 川口市が実施する研修に参加
嘱託 (小児科医)	白石 裕昭
	病院名 白石内科小児科医院
	住所 川口市坂下町1丁目12-6
	電話番号 048-281-1369
嘱託 (歯科医)	浅川 昭典
	病院名 よつば歯科クリニック
	住所 川口市坂下町2丁目1-25
電話番号	048-285-4280

4 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務の内容
管理者 (所長)	1名	園の運営管理全般、職員の指揮監督
主任保育士	1名	所長業務の補佐、保護者の育児相談、保育の統括、地域の子育て支援
保育士	14名以上	保育業務、保育計画等の立案、家庭との連絡
看護師	1名	利用乳幼児の健康管理業務 保健衛生に関する計画、保育業務
調理員	4名	給食調理業務、食育
事務員	1名	事務全般
嘱託医	1名	子どもの健康診断、健康相談及び助言指導等
嘱託歯科医	1名	子どもの定期健康歯科健診、健康相談及び助言指導等

前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くものとする。

5 開園日、開園時間

開園日	月曜日から土曜日まで	
開園時間	月～金曜日 7時00分から19時00分まで 土曜日 7時00分から18時00分まで	
保育標準時間	7時00分から18時00分まで	
延長保育時間	朝	なし
	夕	月～金曜日 18時00分から19時00分まで 土曜日 なし
保育短時間	8時30分から16時30分まで	
延長保育時間	朝	7時00分から8時30分まで
	夕	月～金曜日 16時30分から19時00分まで 土曜日 16時30分から18時00分まで

6 保育士及び保育従事者配置基準

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
3 : 1	5 : 1	6 : 1	15 : 1	25 : 1	25 : 1

7 休園日

当園の休園日は、次に掲げる日とします。

- 1 日曜日
- 2 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 3 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

8 施設の概要

敷地面積	2, 461. 39 m ²
建物構造	鉄骨造2階建(新郷たら荘と合築)
建築年次	平成30年
建物面積	1, 127, 29 m ²
保育室数及び面積	6室 331. 78 m ²
屋外遊戯場	敷地内 568. 79 m ²
設備概要	遊戯室、調理室、事務室(医務室兼用)、調乳室、沐浴室、トイレ、プール、冷暖房
加入保険	傷害保険、施設賠償責任保険

9 衛生管理

当園における衛生管理は、次に掲げるもののほか、その他関係法令等を遵守し、衛生管理を行うものとします。

- 1 当園は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 当園は、こども家庭庁の定める感染症ガイドラインに基づき感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行うものとする。尚、園での投薬は利用乳幼児の健康面を考慮し、原則行わないものとする。

10 食事

当園における食事（給食等の提供）は、次に掲げるものほか、その他関係法令等を遵守し、提供するものとします。

- 1 当園は、給食を自園調理にて提供するものとする。
- 2 献立は、できる限り変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとする。
- 3 食品の種類及び調理方法は、栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとする。
- 4 利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めるものとする。

11 保険

当園は、災害共済（日本スポーツ振興センター）に加入する。

12 健康診断等

当園は、利用乳幼児に対し、1年2回の定期健康診断、1年1回の歯科健康診断、1年1回の尿検査（3歳児以上）を学校保健安全法の規定する健康診断に準じて行うものとします。

13 利用者負担額

特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担

項目	金額	内容及び負担を求める理由・目的
主食費	月額 1,000 円	食事の提供に要する費用を徴収
副食費	月額 4,800 円	(3歳児以上)
共済掛金	年額 210 円	日本スポーツ振興センター共済掛金負担分
連絡帳	徴収無し	保育システムの連絡帳を使用
備品代	実費	入所時に全員購入 帽子(クラスカラー)
教材費	実費	自由画帳などの希望購入費用 (1歳児以上の制作活動に使用するため)
学習教材費	実費	かず・もじなどのワーク、全員購入費用 (3歳児以上の学習に使用するため)
イベント費	随時、実費徴収	遠足等に係る交通費・施設使用料、 発表会などの制作材料費

13-2 延長保育に係る利用者負担

延長保育料	利用翌月に利用した額を当園に支払うものとする 1. 月額延長料金（月～金）事前申込必要 1ヶ月単位 3,000円 2. スポット利用料金（標準保育） 18:00～19:00 1時間単位 300円 ※1ヶ月5回まで利用可能 6回目以降は月額延長料金とする 2. スポット利用料金（短時間保育） 7:00～8:30 30分単位 100円 16:30～18:00 30分単位 100円 18:00以降は標準保育に準ずる
-------	--

14 緊急時等における対応方法

当園の職員は、保育の提供時において、利用乳幼児の体調の急変、その他緊急事態が生じた場合は、利用乳幼児の保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど、別に定める「保育安全マニュアル」「感染症マニュアル」「危機管理マニュアル」に従って行動し、必要な措置を講じます。

15 非常災害時の対策

当園は、保育時間中に自然災害、火災その他の災害に対した場合は、別に定める「危機管理マニュアル」「非常災害対策計画」「業務継続計画」に従って行動し、園児の安全の確保を図ります。

16 個人情報保護

- 1 当園の職員（職員であった者も含む）は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児及びその家族の秘密を漏らしてはならないものとします。
- 2 特定教育・保育の提供に際して、利用児童及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために、必要最小限の範囲内において使用することがあります。
 - ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
 - ・他の保育所等へ転園する場合において、または兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合に、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
 - ・緊急時において病院その他の関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
 - ・保育の提供にあたり川口市など関連機関に対し報告が必要なとき。

17 虐待防止のための措置

当園は、利用乳幼児の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対して研修を実施する等の措置を講ずるように努めます。

18 提供する保育等の内容

当園は、特定教育・保育施設の特性に留意し、次に掲げる保育等を提供するものとする。

- (1) 特定教育・保育
- (2) 延長保育

19 利用開始に関する事項

- 1 当園の利用を希望する場合は、川口市が定める様式及び方法により、川口市に申込みを行うものとする。
- 2 利用の申込みを行った乳児又は幼児（以下「利用申込乳幼児」という。）については、川口市が定める選定により決定するものとする。
- 3 当園は、利用申込乳幼児の保護者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書等を交付して説明を行い、当園の利用開始について当該保護者の同意を得なければならないものとする。

20 利用終了に関する事項

- 1 利用乳幼児が当園の利用を終了しようとする場合は、川口市が定める様式及び方法により、川口市に届け出るものとする。
- 2 当園の利用の終了に際しては、利用乳幼児について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、利用児童に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めるものとする。

2.1 当園の利用にあたっての留意事項

当園の利用にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

- 1 登園時及び降園時は、備え付けの登園システムで保護者が打刻するものとする。
- 2 延長発生時の料金は、13—2 延長保育に係る利用者負担の表を参照の上課金するものとする。
- 3 欠席する際は、保護者からの電話連絡をもって行うこととする。
- 4 保護者以外のお迎えは、当園の証明書掲示以外は、引き渡しをしないものとする。
- 5 発熱や緊急時に連絡可能な電話番号を明記し、直ぐお迎えに来るものとする。
- 6 感染症時の登園停止等については、こども家庭庁の指導に準じて行うものとする。
- 7 警報発令時の登園停止等については、別に定める「危機管理マニュアル」に従って行うものとする。
- 8 登園時は、利用乳幼児が屋内に入るまで、保護者の責任において行うこととし、降園時は、屋外に出た時点で、保護者の責任において行うこととする。
- 9 保育料の支払は、期限内に保護者が指定した口座より口座振替により川口市に支払うものとする。
- 10 強度アレルギーに関しては、保護者持参にて対応するものとする。

2.2 保育内容に関する相談・苦情

当園相談窓口	窓口設置場所	新郷保育所 事務室内
	窓口開設時間	9時00分から17時00分まで
	苦情受付担当者	主任 井上 景子(イノウエ ケイコ)
	苦情解決責任者	所長 川口 涼子(カワグチ リョウコ)
	受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談苦情を受け付けます 電話： 048-282-0389
第三者委員	矢作 登司雄	電話： 048-281-1856
		役職・肩書等 評議員・坂下町1丁目自治会会長
	吉野 晓子	電話： 048-284-6343
		役職・肩書等 保育士
川口市	担当課	子ども部保育運営課指導係
	所在地	川口市中青木1-5-1 川口市役所第2庁舎3階
	受付時間	8時30分から17時15分まで
	受付方法	電話： 048-258-1110 (代表番号) メール： 083.04502@city.kawaguchi.saitama.jp

私は、川口市立新郷保育所の利用の開始にあたり、この重要事項説明書の説明を受け、記載内容に同意したので署名します。

令和 7年 4月 1日

住所_____

保護者氏名_____

児童氏名_____

児童から見た続柄_____